

人事行政の運営等の状況を公表します

市の人事行政の運営の公平性と透明性を高めるため、市職員の給与や勤務条件、研修や処分の状況について日高市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、そのあらましをお知らせします。

問い合わせ 総務課人事厚生担当

1 職員の任免及び職員数に関する状況

◆職員の採用・退職

区 分		事務職 (人)	計 (人)
採 用	新 規 採 用	20	20
	暫 再 任 用	8	8
	計	28	28
退 職	定 年	2	2
	勲 奨	3	3
	自 己 都 合	13	13
	暫定再任用 任期満了	8	8
	死 亡	0	0
	計	26	26

※採用は令和6年4月1日、退職は令和5年度です。
※フルタイム会計年度任用職員の任用は28人です。
※採用、退職には選考による教育関係職員を含みます。

◆部門別職員数（各年4月1日現在）

区 分		職 員 数 (人)			対前年増 減数(人)
		平成26年	令和5年	令和6年	
一 行 般 政	議 会	5	6	6	0
	総 務	73	96	94	△2
	税 務	26	29	29	0
	労 働	1	1	1	0
	農 水	8	6	5	△1
	商 工	9	6	6	0
	土 木	41	38	38	0
	民 生	68	78	79	1
	衛 生	27	28	27	△1
	小 計	258	288	285	△3
特 行 別 政	教 育	64	57	53	△4
	消 防	1	1	1	0
	小 計	65	58	54	△4
公 営 企 等	水 道	15	16	16	0
	下水道	12	11	11	0
	その他	16	17	17	0
	小 計	43	44	44	0
	合 計	366	390	383	△7

※フルタイム会計年度任用職員は含みません。

◆年齢別職員構成（令和6年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数 (人)	0	17	29	38	48	25	21	32	63	65	33	12	383

2 職員の人事評価の状況

◆人事評価の概要（令和5年度）

一般職の職員を対象として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる「能力評価」（年2回）と、業績を把握した上で行われる「業績評価」（年1回）を実施しています。
評価結果は本人に開示し、職員の能力開発や指導育成のほか、昇任、昇給、勤勉手当の成績率の決定等に活用しています。

3 職員の給与の状況

◆人件費（令和5年度普通会計決算）

住民基本台帳 人口(R5年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年 度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
54,324	21,815,164	615,711	3,133,690	14.4	14.7

※人件費には特別職等に支給される給料、報酬等も含まれています。

◆ラスパイレース指数（各年4月1日現在）

区 分	平成30年	令和5年	増 減
日 高 市	98.3	99.0	0.7
県内市平均	100.7	100.0	△0.7

※ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

◆職員給与費（令和6年度一般会計予算）

職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
363	1,437,478	257,945	602,113	2,297,536	6,330

フルタイム会計年度任用職員

職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
28	68,745	4,764	26,555	100,064	3,574

※職員手当には退職手当を含みません。
※給与費は当初予算に計上された額です。

◆職員の初任給（令和6年4月1日現在）

区 分		初任給	2年後
一般行政職	大学卒	202,400円	221,100円
	高校卒	176,100円	187,300円
技能労務職	高校卒	147,100円	155,300円

◆職員の平均年齢及び平均給料月額 （令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	43.7歳	330,400円
フルタイム 会計年度 任用職員	50.6歳	202,400円

※百円未満四捨五入しています。

◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 （令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	277,800円	370,700円
	高校卒	228,900円	301,100円

※百円未満四捨五入しています。

◆職員の手当（令和6年4月1日現在）

区 分	内 容
期 末 手 当	期末手当 勤 勉 手 当 計 6 月 期 1.225 (0.6875) 月 分 1.025 (0.4875) 月 分 2.250 (1.175) 月 分 12 月 期 1.225 (0.6875) 月 分 1.025 (0.4875) 月 分 2.250 (1.175) 月 分 計 2.45 (1.375) 月 分 2.05 (0.975) 月 分 4.50 (2.350) 月 分 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり () 内は定年前再任用短時間勤務職員に係る支給率
扶 養 手 当	①配偶者：6,500円 ②子：10,000円 ③父母等：6,500円 ④満16歳から満22歳までの子：1人につき5,000円加算
地 域 手 当	給料、扶養手当、管理職手当の3%
管 理 職 手 当	管理または監督の地位にある職員の職務、職責に応じた定額：35,700～66,400円
住 居 手 当	借家等居住者：家賃額に応じて支給（最高28,000円）
通 勤 手 当	①交通機関（電車等）利用者：運賃等相当額 ②交通用具（自家用自動車等）利用者：距離に応じた定額
特 殊 勤 務 手 当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務に対して支給される手当で12種類
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	支給対象者：管理職手当を支給する職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により 週休日等に勤務した職員 週休日等若しくは年末年始の休日等に勤務 週休日等以外（午前0時から午前5時までの間）に勤務 ①部長級：12,000円 6,000円 ②課長級：10,000円 5,000円 ③主幹級：8,500円 4,300円
退 職 手 当	自己都合 勤 奨・定 年 勤 続 20 年 19.6695 月 分 24.586875 月 分 勤 続 25 年 28.0395 月 分 33.270750 月 分 勤 続 35 年 39.7575 月 分 47.709000 月 分 最 高 限 度 47.7090 月 分 47.709000 月 分 その他の加算措置 制度なし 定年前早期退職特例措置

※日高市は埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の条例に基づくものです。

※フルタイム会計年度任用職員の手当は、別途規定しています。

◆特別職の報酬等（令和6年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額 等
給 料	市 長 871,000 円 副市長 741,000 円 教育長 692,000 円
報 酬	議 長 429,000 円 副議長 373,000 円 議 員 349,000 円
期 末 手 当	市 長 副市長 教育長 議 長 副議長 議 員 6 月 期 12 月 期 2.25 月 分 2.25 月 分

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

◆勤務時間の概要（標準）

1 週間の 勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土・日曜日

◆休暇制度の概要・種類等（令和6年4月1日現在）

年 次 有 給 休 暇	1 年度につき20日付与 残日数は20日を限度として翌年度に繰り越し可能
病 気 休 暇	負傷または疾病のため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
特 別 休 暇	選挙権の行使、結婚、出産、忌引など特別の事由により勤務しないことが相当である場合
介 護 休 暇	配偶者、父母、子等が負傷、疾病または高齢で介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

◆年次有給休暇の取得

平 均 取 得 日 数	11.6 日
-------------	--------

※平均取得日数は令和5年4月1日
から令和6年3月31日までのものです。

5 職員の休業に関する状況

◆育児休業等の取得（令和5年度）

育児休業	部分休業	育児短時間勤務
18人	10人	1人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

◆分限処分（令和5年度）

処分の種類	免職	休職	降任	降給
処分者数	0人	10人	0人	0人

◆懲戒処分（令和5年度）

処分の種類	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0人	0人	0人	1人

7 職員の服務の状況

◆職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など服務上の強い制約を課しています。

◆職務専念義務の免除の状況（令和5年度）

主なもの…研修・任用試験、人間ドック受診、リフレッシュ休暇を受ける場合

8 職員の研修の状況

◆研修の実施（令和5年度）

研修種別	主な内容	修了者数
一般研修	階層別研修（新規採用職員～部長級）	392人
	専門研修（法令研修等、講師養成研修）	125人
	その他研修（普通救命講習会、交通安全講習会、ゲートキーパー養成研修）	488人
派遣研修	市町村アカデミー、駿河台大学大学院、政策形成研修等（ダイアブラン）	28人
自主研修	自主研究グループ	12人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

◆定期健康診断等の受診（令和5年度）

定期健康診断（常勤職員）	295人
会計年度任用職員等	100人
人間ドック	157人

◆日高市互助会（令和5年度）

名称	日高市職員会
会費	2,962,460円 （基本給の2/1,000）
会員数	391人

◆公務災害の発生（令和5年度）

公務上の災害	3件
通勤による災害	0件

10 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求の状況

令和5年度は、措置要求及び審査請求に係る事案はありませんでした。